

インターネット上の人権侵害に関する相談支援について

1. 相談支援の強化

令和5年6月から、新たな支援として、インターネット上での人権侵害に遭われた方からの相談体制の充実を図るとともに、必要に応じて、弁護士相談を無料で受けられることとした。



2. 相談実績

(1) 人権相談窓口における、インターネットに関する相談件数

・**令和5年6月～令和6年1月末 43件**(うち弁護士相談の実施件数 0件)

※参考: 令和2年度: 3件 令和3年度: 3件 令和4年度: 21件 令和5年度(4～1月): 46件

(2) 相談の例

- ・SNS上での、子どもと、その友人間のトラブルについて
- ・自身のSNSアカウントが、何者かに乗っ取られていることについて
- ・匿名掲示板に書き込まれた、誹謗中傷について
- ・自分が営業しているお店に関する、評価サイトでの不当な中傷について
- ・職場内での、SNSを介したトラブルについて

3. 広報の取組

KOKOROねっと12月号、特別号(9月)および人権啓発・相談センターリーフレットにてインターネット相談窓口の案内記事を掲載。今後も引き続き様々な媒体を活用し、市民への広報周知を行う。

参考: 大阪府の取組

令和5年11月6日より、委託事業により、インターネット誹謗中傷・トラブルに関する相談窓口を開設。弁護士無料相談も可能となっている。

